

議提第 4 号



「議案第 20 号」北本市国民健康保険税の一部改正に対する附帯決議

会議規則第 14 条の規定により、「議案第 20 号」北本市国民健康保険税の一部改正に対する附帯決議を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 25 日 提出

提出者	北本市議会議員	桜 井 卓
賛成者	北本市議会議員	金 森 すみ子
賛成者	北本市議会議員	小久保 博 雅
賛成者	北本市議会議員	今 関 公 美

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様



「議案第20号」北本市国民健康保険税の一部改正に対する附帯決議

年齢構成が高く医療費水準が高い等の国民健康保険制度が抱える構造的な課題を解決するため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化が図られた。県では、受益と負担の公平性を図る観点から令和9年度に保険税水準を準統一する方針を示しているが、医療の高度化等による一人当たり医療費の増加等により一人当たり保険税必要額は上昇を続けている。

本市では令和4年度に賦課方式を従来の4方式から2方式に改めるに当たり、県が示す標準保険税率と比較して所得割を高く、均等割を低く設定した。令和6年度までは現在の税率を維持してきたが、このままでは収支が悪化して国民健康保険財政調整基金が枯渇する恐れがあること及び準統一に向けて標準保険税率に近づける必要があることから、令和7年度に税率を改正することとなった。

令和6年度の税率において所得割では標準保険税率を上回っていた一方で均等割では約2万円下回っていたことから、準統一を見据えると今回の改正で均等割を1万3,700円引き上げることにはやむを得ない。しかしながら、被保険者の多い世帯主にとっては引上げ率が大きくなることから、税率改定の必要性を被保険者に丁寧に説明するとともに、納付が困難な人には換価の猶予や分割納付などの相談に応じるなど、納税義務者の個別具体的な実情を十分に把握した上で適正な徴税に努めること。

また、本市では令和9年度の準統一に向けて、平成30年度に法定外繰入金をなくし、税率も標準保険税率に着実に近づける努力をしているが、一般会計からの法定外繰入れを行っている市町村の方が多く状況にあることから、市町村の意見や準統一に向けた税率引上げが被保険者に与える影響を十分に考慮し、準統一を慎重に進めるよう県に求めること。

さらに、構造的課題を抱える国民健康保険制度を取り巻く環境は厳しく、今後も被保険者の保険料負担の増加が見込まれることから、国に対し国の定率負担割合の引上げ等の抜本的な見直しを求めること。

以上、決議する。

令和7年3月25日

北 本 市 議 会